

お知らせします。 2つの給付金。

臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

受け取ることができるのは1回限り、
どちらか1つの給付金です。

児童手当 現況届について

児童手当を受けている方が続けて手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。用紙は該当者に6月中旬頃に郵送します。

この届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受ける権利があるか確認するために行うものです。この届を提出しないと、6月以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

また、受付は窓口受付と郵送受付があります。郵送での受付は現況届と一緒に同封されている封筒で返信してください。

▼受付期限

6月30日(月)(郵送の場合、必着)

▼現況届に必要な書類

必要な書類は受給者(保護者)によって異なります。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の家計への負担を減らすために支給する給付金です。給付金を受け取るためには申請が必要です。対象者になる可能性のある方には申請書を6月中旬頃に、平成26年度の児童手当現況届に同封してお送りいたします(平成26年1月2日以降に児童手当の受給事由が消滅した方には個別に申請書をお送りいたします)。また、受付は窓口受付と郵送受付があります。郵送での受付は同封されている封筒をお使いください。

▼受付期間

6月11日(水)から11月28日(金)(郵送の場合は消印有効)

※同封する平成26年度の児童手当現況届とは提出期限が異なります。

▼提出書類

- 申請書
- 印かん(押印)

※給付金の受取方法を児童手当振込口座以外に変更を希望する場合には別途、提出書類が必要になります。※詳しくはお手元に届くご案内等でご確認ください。

▼問い合わせ先 福祉課

児童福祉係

☎9130

臨時福祉給付金

所得の少ない方への負担を緩和するために支給する給付金です。

給付金を受け取るためには申請が必要です。支給対象者は平成26年度分の住民税が非課税の方。ただし、課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除きます。

▼受付期間

7月14日(月)から12月26日(金)(郵送の場合は消印有効)

▼提出書類

- 申請書
- 本人確認書類の写し(運転免許証、写真付き住民基本台帳カード等)

●指定した口座が確認できる通帳等の写し

▼問い合わせ先 福祉課

福祉係 福祉人権係

☎91200

●受給者(保護者)の加入している年金は何ですか?
厚生年金等加入者は、受給者(保護者)の健康保険証のコピーが必要です。(国民年金加入者の場合は不要です)

●平成26年1月1日に上三川町に住民登録をしておいたか?
住民登録がなかった方は、平成26年度(平成25年中)の所得を証明している(児童手当用所得証明書が必要です。平成26年1月1日の住民登録地で取得してください。受給者確定のために配偶者で所得があるご家庭は、配偶者の方の所得証明書も必要になることがあります。

●印かん(押印)

※その他必要に応じて提出する書類がある場合がありますので、詳しくはお手元に届く現況届等でご確認ください。

▼問い合わせ先 福祉課

児童福祉係

☎9130

【家庭でできる節電のポイント】照明器具は省エネ型に替え、点灯時間を短くしましょう。